認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　一〇　二

三〇八　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　八　六

三〇九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　八　七

三一〇　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　八　七

三一一　日本国に帰化を許可する件　九　七

三一二　〃　一〇　二

三一三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一四　二

三一四　戸籍が滅失した件　一五　二

三一五　日本国に帰化を許可する件　一五　二

三一六　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一六　一

三一七　日本国に帰化を許可する件　一六　一

三一八　除籍が滅失した件　一七　一

三一九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一八　四

三二〇　除籍が滅失した件　一八　四

三二一　戸籍が滅失した件　二二　二

三二二　日本国に帰化を許可する件　二二　二

三二三　〃　二三　二

三二四　戸籍の一部が滅失した件　二五　二

三二五　除籍の一部が滅失した件　二五　二

三二六　在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件　二五　三

三二七　除籍の一部が滅失した件　二八　一

三二八　除籍が滅失した件　二八　一

三二九　日本国に帰化を許可する件　二八　一

三三〇　戸籍が滅失した件　二九　一

三三一　日本国に帰化を許可する件　二九　一

三三二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二九　二

三三三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二九　三

三三四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　三〇　三

三三五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　三〇　三

三三六　除籍の一部が滅失した件　三〇　三

三三七　日本国に帰化を許可する件　三〇　三

三三八　除籍が滅失した件　三〇　三

三三九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　三〇　四

三四〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規